**燃料供給事業者の方へ**

　公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。公費負担の請求は、候補者と契約した燃料供給事業者の方が行います。

１　選挙運動用自動車へ供給した燃料代の公費負担について

　　選挙運動期間中（７日間）に選挙運動用自動車へ供給したものについて、選挙運動用自動車燃料代金確認書に記載された金額の範囲内（上限は53,900円）で請求することができます。

　　ただし、契約をした候補者の得票が法定の一定の得票数に達せず、供託物が没収される場合には、津市に請求することができませんので、注意してください。

公費負担の請求ができるのは、選挙運動用自動車燃料代金確認書に記載された選挙運動用自動車へ供給したものに限られます。

　また、給油等をした際には必ず候補者に給油伝票等（給油等の日付、ナンバープレートの番号（４桁以下の自動車登録番号又は車両番号）、供給量、供給金額（税込）が記載された書面）を交付してください。請求には、この給油伝票等の写しが必要となります。

２　公費負担の請求に必要なもの

(１)請求書（選挙運動用自動車の使用）

　　　候補者から渡された「選挙運動用自動車証明書（燃料）」に記載された日付、金額、供給量等をよく確認の上、契約に基づき実際に選挙運動期間中に選挙運動用自動車へ供給したものについて請求してください。書類の提出は、２月１７日（火）までに津市選挙管理委員会にお願いします。(郵送可)

(２)請求内訳書（燃料供給契約）

　　　実際に選挙運動用自動車へ供給した給油量等を、供給ごとに正確に記載してください。

(３)選挙運動用自動車燃料代金確認書

　　　津市選挙管理委員会が候補者へ交付したものです。候補者から渡されますので、記載された自動車登録番号（又は車両番号）と金額等を確認の上、津市へ請求する際に添付してください。

(４)選挙運動用自動車使用証明書（燃料）と給油伝票等の写し

　　　候補者から給油伝票等の写しと併せて渡されますので、記載内容に誤りがないかよく確認の上、津市へ請求する際に添付してください。

※　書類の訂正は、二重線と押印（請求者印と同一の印）により行ってください（修正液、修正テープ等による訂正はできません）。ただし、請求書及び請求内訳書の金額の訂正はできません。

３　費用の支払

　　費用については、津市から直接支払いますが、支払までに相当の日数（おおむね１ヶ月）を要しますのでご了承ください。

津市選挙管理委員会事務局　〒514-8611　津市西丸之内23番1号　℡（059）229-3236

公営29